

意見書 (平成14年度第1回)

三重県再評価審査委員会

1 経過

平成14年7月22日に開催した平成14年度第1回三重県公共事業再評価審査委員会において、県よりかんがい排水事業、ほ場整備事業、湛水防除事業、農地開発事業の各1箇所、農道整備事業2箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

2 意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農業農村整備事業

県営ほ場整備事業(伊勢北部地区)

湛水防除事業(西黒部地区)

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、農地等の区画形状の変更、その他のほ場条件の整備により農業生産性の向上を図るため事業継続を了承する。

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、近年の湛水規模の増大に対応し、農地及び公共施設の湛水被害を防止するための事業の必要性は理解し、事業継続を了承する。

ただし、計画の策定に当たっては、他事業とのコスト比較を含め、総合的な治水の考え方を整理すべきである。また、当効果を長期間発揮させるためには、流域内の土地利用計画との整合を十分に図るよう努めるべきである。

(2) 農道整備事業

農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業(磯部浜島4期地区)

広域農道整備事業(伊賀3期地区)

については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、生産コストの低減等農業経営の安定化を図るといふ事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、事業継続を了承する。

しかしながら、路線全体の完成に長期を費やしていることから、工期短縮をはかり、早期に効果を発現するよう、また、事業完了後の実績評価にも努めるよう求めるものである。

また、において国立公園内での事業であることから、環境に十分配慮すべきであり、特に法面緑化においては、原則として地域植生の利用を図ること。

3 継 続 審 議

かんがい排水事業（鈴鹿川沿岸地区）

農地開発事業（川島地区）

については、審議未了のため、次回再審議とする。